

国「子ども・子育て会議(第13回)基準検討部会(第17回)合同会議」 (3月24日)の開催について ～ 公定価格・利用者負担について ～

◇ 子ども・子育て会議(第13回)基準検討部会(第17回)合同会議が3月24日開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)公定価格・利用者負担について (2)その他

〈ポイント〉

□ 公定価格・利用者負担についての継続審議が行われた。

※以下敬称略

- ・無藤部会長の進行により、事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。
- ・岡田副大臣が同席された。
- ・また別紙「公定価格についての意見」(平成26年3月20日 自民党人口減少社会対策特別委員会)について事務局より内容が紹介された。

(1) 公定価格・利用者負担について

- ・事務局より配布資料について説明の後、協議が行われた。(※配布資料内容は概ね前回から一部追加版。)

当連盟の橘原委員から当日委員提出資料「幼保連携型認定こども園への移行特例に関する要望書」(H26.3.24 下記)について説明・要請がなされた。

(橘原委員) 本日は委員提出資料について要望したい。当連盟の政令指定都市会議においてとりまとめられた要望について説明したい。幼保連携型認定こども園についてできる限り高い基準にする方向で検討されたが、とりわけ都市部においては、待機児童解消に少しでも役立てようと、わざわざ園庭を狭め大きめの園舎を建築し、現在園を運営している法人が、いくつもあると聞いている。これまで待機児童解消の為に努力してきた社会福祉法人が、今回の新しい幼保連携型認定こども園に移行しようとしても、基準が障壁になりできないことの無いように願っている。このことから本会議においてもとくにご配慮頂いて、ご協議をぜひお願いしたい。

子ども・子育て会議 会長 無藤 隆 様

平成 26 年 3 月 24 日

幼保連携型認定こども園への移行特例に関する要望書

公社)全国私立保育園連盟 全国政令指定都市会議
社団法人東京都民間保育園協会、一般社団法人札幌市私立保育園連盟、公益社団法人千葉市民間保育園協議会、横浜市私立保育園連盟
公益社団法人名古屋民間保育園連盟、公益社団法人京都市保育園連盟、一般社団法人大阪市私立保育園連盟、公益社団法人神戸市私立保育園連盟、
岡山県私立保育園連盟、一般社団法人広島市私立保育園協会、公益社団法人北九州市私立保育園連盟

子ども・子育て会議におかれましては、平成27年4月に新制度に移行すべく、鋭意、検討を重ねられている事に関して、敬意を表します。さて、我々、日本における大都市と呼ばれる自治体に所在する認可保育園では、永年待機児童対策を求められ、行政の様々な方針に従いながら、最大限待機児童の解消に向けて努力を重ねてまいりました。今回、新制度に向けた国の子ども・子育て会議において、幼保連携型認定こども園に移行する際の、既存施設からの移行特例が定められようとしておりますが、園庭の基準に関して、幼稚園の基準に倣い、大都市に所在する認可保育所においては非常に厳しい基準になりそうな状況で、とても危惧しているところです。現在、社団法人 東京都民間保育園協会(会員数813園 3月1日現在)において調査中ですが、3歳以上の園児数の必要面積基準を下回る園庭しかない認可保育園は、約20%近くに上る見込みです。その中には、もともと必要面積基準に近い園庭が存在したにもかかわらず、待機児童解消に少しでも役立てようと、わざわざ園庭を狭め大きめの園舎を建築し、現在園を運営している法人がいくつもあると聞いております。これまで待機児童解消の為に、努力してきた社会福祉法人

が、今回の新制度の主旨を尊重し、幼保連携型認定こども園に移行しようとしても、この基準が障壁になり、移行できないというようなことの無いように願っています。特に法人の努力によって解決できる問題ならまだしも、土地にかかる基準は、どんなに努力しても解決できない問題であり、まして、待機児童を抱える都市部の認可保育園が、高額な地価の中で苦勞して運営しているところに、この問題は直面していますので、特段のご高配を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

記

要望事項:幼保連携型認定こども園に移行する際の、既存施設からの移行特例は、移行を希望しているすべての施設が移行できるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

〈 委員の主な意見概要 〉 ※括弧は主なキーワードとして参考付記。

(質疑応答)

(ベビーシッター事件について)

- 先般起きたベビーシッターを名乗る人物による事件が発生したが、適切な情報提供の在り方をインターネットも含めて考えることが質の向上の視点からも必要。
- ベビーシッター殺人事件を受けて、ベビーシッターマッチングサイトに対して、偽名利用がないか、経歴詐称がないか、既存利用ユーザーのシッターごとの評価がみえるシステムの導入を提案したい。なお、万一こうしたサイトを廃止するとむしろ実態が見えなくなるので反対である。見える化をしていくことが必要。併せて脆弱なショートステイのしくみを、居宅訪問型サービスを強化できるようにして頂きたい。夜間、深夜帯の働き方をせざるを得ない利用者に対応できるように両親が居るが、共にそうした勤務をしなければならないケースや、単身赴任等で実質的にひとり親のような状況にあるケース等に対応できるようにしていく必要がある。
- 今回のかかる事件を受けて安心して預けられる事業者を目指して公定価格の中で安心して利用できる体制をしていきたい。
- 先日の痛ましい事件を受けて、ベビーシッターの事業についてどのようにしていくのかは今後の検討であるが、併せて公的なサービスの在り方について、保育所以外の一時預かり保育事業の在り方等についても検討していく必要がある。0.7兆円では十分ではなく、さらなる財源確保が必要。
- 痛ましい事件を受けて、あのようなことが新制度においては起こらないようにするのが必要。
- 今回の事件を母親のバッシング等に歪曲してはならない。一時預かりに対するニーズが高まっており、多様化している。それに対して不十分ではあるが民間の企業のサービス、社協、NPO法人等のサービスがあるが、必要なのは利用者支援のしくみの強化である。どれだけ親たちがわかるように支援事業を推進するかということが求められている。またそうした職員の研修体制の推進も求められている。ぜひ今後充実をして頂きたい。

(配偶者控除の見直しについて)

- 配偶者控除を見直すことにより約3,800億円の税収増にもなると言われている中で、ぜひ子育てのために使えるように検討していただきたい。(※同様の意見が複数)
- 7千億円で1、2、3号の子ども一人あたりの額と在宅のどこも利用しない子ども一人あたりの額はどのようになっているかにより配偶者控除の考え方を検討すべき。
- 配偶者控除については、そのために20時間以上を働くことを抑制する方もいる。ぜひ見直して前に進めて頂きたい。

(公定価格・利用者負担について)

- 公定価格・利用者負担についての基本的な考え方は適切かと思う。その上で、満3歳について、途中入所についての考え方は、多少手厚くても良いのではないかと。認定こども園の地域子育て支援機能について、主任加算という考え方になっているが、現行の地域子育て支援拠点事業との関係で伺いたい。看護師について6人以上から4人以上に改正されたが、看護師の加算については検討されないか。
- 子育て支援加算については、教育・保育施設を利用していない世帯が対象になると思うが、一方で保育所は従前より保護者支援を行っている。保育士の保護者支援にかかる時間についてはかなりの時間を使っている調査結果もあり、公定価格上でどのように考えていく必要があるか。関連機関と連携等について主幹保育教諭等が行うことになっているが、本来はソーシャル・ワーカーを配置すべき。社会福祉士の配置を検討して頂きたい。児童発達支援事業等で日々障害児保育を行っている人も勤続年数の対象にして頂きたい。第三者評価の受審率目標を設定していくためには、養成機関の認証やサービヤーの養成等併せて行う必要がある。

- 「年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整」とした際に、満3歳児については、満3歳児対応教諭加算、また6:1で対応と読めるが、満3歳児については学級対応でなくてもよいのか。
- 連携施設の強化について、連携を受ける側について伺いたい。メニューはどちらが考えるのか。
- ワーク・ライフ・バランスについては、この制度が本格施行する際に少なくとも具体的な実現項目について提示すべき。6時間であれば標準教育時間と保育必要量、8時間であればどうなのか。保育標準時間についても同様に伺いたい。給食の考え方について伺いたい。利用者負担額について同じ自治体であれば同額であるのか否か明確に示して頂きたい。外部監査について改めてお伺いしたい。
- 退職金共済制度について、同じ認可保育施設に勤める保育士に違いが生じることについて、差別はなくす必要がある。養成についてとくに国家試験を少なくとも前倒しにすれば保育士の資格を取得する人の数が増えることになる。検定料の補助を検討する必要がある。
- 量の拡充に対して質の改善が及ばないと、痛ましい事件も起こることも想定されてくるので、ぜひ質の改善について、促進を図るように配慮をお願いしたい。財源確保については今後、女性の社会進出を目指したものとして頂きたい。

(病児保育について)

- 病児保育の体調不良児対応型について地域型保育についても設定できるようにして頂きたい。
- 病児保育については、市町村による差が大きい。国の実施要綱はあるがもう少しどの市町村も平均的な事業のできるガイドライン、指導等しくみが必要。各自治体の相互乗り入れができるようにして頂きたい。研修費そのものについて補助が出ることについては有り難い。

(事務局説明概要) 移行促進のための環境整備はしっかりしていきたい。

- ・3歳未満の在宅支援についてはしっかり行っていくことに変わりはない。地域子ども・子育て支援事業についても折に触れて自治体にしっかり伝えていきたい。
- ・ワーク・ライフ・バランスについては次世代法の改正に合わせて適宜ご報告も心がけていきたい。
- ・制度の徹底やエンドユーザーの利用者に対する周知については、今後も自治体に対する説明会や、保護者向けの勉強会の実施や広報に努めてきたが、だいぶ中身も明らかになったので、広報向けパンフ等も作成して力を入れていきたい。
- ・ひとり親の夜間利用に対して等、居宅訪問型について夜間保育加算等については今後の仮単価の中で精査をしていきたい。様々なケースについても柔軟に利用できるように運用について細かく整理をしていきたい。
- ・認定こども園の満3歳児の受け入れについては、教育標準時間(1号)認定については「満3歳児の教諭配置加算(6:1)」で対応、保育については2、3号で対応するという整理。
- ・認定こども園で実施する子育て支援については、拠点事業よりはより範囲が広いものを想定している。
- ・乳児の4人ないし5人いる場合の看護師を保育士に置き換えることができるとした改正については、保育所における看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする体調不良児型病児保育の充実について対応できるように考えている。
- ・満3歳児の学級編成については幼保連携型認定こども園について年齢別を基本にしながら、全体の3歳児クラスでの対応、1、2歳児のクラスでの対応あるいは満3歳児クラスでの対応等それぞれの園の判断で対応することを念頭においている。
- ・認定こども園における給食については、1号認定については義務づけられていないので給食実施加算での対応を想定している。
- ・上乗せ徴収については、できる実施主体とできない実施主体を分けることは難しいことから実施する際は市町村と相談をして頂く、また社会福祉事業としてふさわしいか否かを園として判断して頂くということ。
- ・地域の療育支援の関係での職員の配置については、資質等を求めていく内容については今後の検討とさせて頂きたいが、なかなか人手が足りない中であるので、あまり厳しすぎない中で加算について考えていきたい。
- ・連携施設の経費については、地域型保育事業の公定価格の中に設けて、それぞれの施設間で相談をしながら進めて頂くということではないかと思う。
- ・保育標準時間認定と短時間認定の境界線については、週30時間程度での区分で整理を頂いたことから、最大で標準時間については11時間、短時間については8時間で考えている。
- ・給食費についてはいずれにしても現在より保護者負担が高くなるまいという意見もあったが、そうした点からも現状のままが適当ではないかとした考え方。

- ・外部監査について、施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園については、公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査を実施した場合のコストについて、公定価格上評価する考え方であり、保育所については従来の自治体による行政監査ということですみ分けを考えている。
- ・待機児童解消に伴い保育士の確保は大きな柱であると捉えられるが、試験を二回実施した際にコストの増加となかなか受験者の増加が伴わないという課題があること。多くの資格制度と同様に公費の補助対象として考えることはなかなか難しいのではないかと。部分資格の範囲や時期等についても今後検討をしていきたい。

次回日程について報告の後、閉会した。

参考資料 2「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」(H26.3.24 抜粋)
※H26.3.19 報道発表

報道関係者各位

ベビーシッターなどを利用するときの留意点

本年3月17日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッターなどを利用される場合には、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

1. まずは情報収集を

保育料の安さや手軽に頼めるかという視点ではなく、信頼できるかどうかという視点で、ベビーシッター事業者の情報を収集しましょう。情報収集にあたっては、市町村の情報や公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している会社のリスト(<http://www.acsajp/htm/joining/list.htm#area08>)などを活用しましょう。一時預かりが必要な場合やひとり親への様々な支援が必要な場合は、ベビーシッターの利用に限らず、市町村に相談しましょう。

2. 事前に面接を

実際に子どもをベビーシッターに預ける前に、インターネットの情報だけを頼りにするのではなく、必ずベビーシッターと面会し、子どもを預かる方針や心構えなどについて質問して、信頼に足る人物かどうかを確認しましょう。また、子どもを預ける際には、必ず事前に面会したベビーシッター本人に直接子どもを預けるようにしましょう。

3. 事業者名、氏名、住所、連絡先の確認を

実際に子どもをベビーシッターに預ける際には、事業者名、ベビーシッターの氏名、住所、連絡先を必ず確認しましょう。その際、ベビーシッターの身分証明書のコピーをもらうようにしましょう。

4. 保育の場所の確認を

保育の場所が子どもの自宅以外である場合は、事前に見学して、子どもの保育に適切な場所かどうかを確認しましょう。

5. 登録証の確認を

ベビーシッターが保育士や認定ベビーシッター(※)の資格を持っている場合は、保育士登録証や認定ベビーシッター資格登録証の提示を求めて確認しましょう。

※「認定ベビーシッター」とは、公益社団法人全国保育サービス協会が、ベビーシッターとして必要な専門知識及び技術を有すると認定した人です。詳しくは、全国保育サービス協会HPの資格認定制度のサイト(<http://www.acsajp/htm/license>)を参照してください。

6. 保険の確認を 万が一の事故に備えて、保険に加入しているか確認しましょう。

7. 預けている間もチェックを

子どもをベビーシッターに預けている間も、子どもの様子を電話やメールで確認するようにしましょう。

8. 緊急時における対応を

預けている子どもの体調が急変するなどの緊急事態が生じた際に、ベビーシッターからすぐに連絡を受けることができるような体制を整えましょう。

9. 子どもの様子の確認を

ベビーシッターから子どもの引き渡しを受ける際、どんなことをして遊んだのかといった保育の内容や預かっている間の子どもの様子について、ベビーシッターから報告を受けましょう。

10. 不満や疑問は率直に

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合は、ベビーシッターを派遣した事業者等にすぐ相談しましょう。

国「子ども・子育て会議(第14回)基準検討部会(第18回)合同会議」 (3月28日)の開催について ～ 公定価格・利用者負担について(とりまとめ) ～

◇子ども・子育て会議(第14回)基準検討部会(第18回)合同会議3月28日開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)公定価格・利用者負担について (2)その他

〈ポイント〉

- 公定価格・利用者負担についてとりまとめがなされた。

※以下敬称略

- ・無藤部会長より開会挨拶が行われ、事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。
- ・岡田 副大臣より「委員の皆様におかれてはお忙しい中一年間にわたりご議論頂き、また本日も公定価格の骨格案についてご議論を頂き感謝申し上げます。不安を安心に変えていくことが行政・政府の役割であり、仮単価設定については、皆様のご意見を頂きながら進めていきたい。1兆円超ベースの案の実現を目指すことが第一であり、与党の中からもこの実現に向けてしっかりと、持続可能な安定した財源を創っていくことが重要であると考えている。ネットワークをむすぶことが一番大切であるという認識のもとに森大臣と共に取組んでいきたい。引き続き制度の円滑な実施に向けてぜひご協力をお願いしたい。」旨挨拶がなされた。

(1) 公定価格・利用者負担について

- ・事務局よりとくに前回より追加記載のされた資料2より中心に説明が行われ協議が行われた。

資料2「公定価格・利用者負担の主な論点について」(H26.3.28 抜粋)※下線は前回より追加記載部分

2. 公定価格の個別検討項目について

4. 定員規模との関係

論点2➤ 認定区分の異なる子どもが利用する施設の取り扱いについて、どう考えるか。

【対応方針案】

- また、認定区分の異なる子どもが利用する施設の取り扱いについては、
 - ・保育認定を受ける子どもについては、満3歳以上・満3歳未満の「合計の人数」によることとし、
 - ・認定こども園については、「教育標準時間認定を受ける子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定する」こととする。
 - ・その上で、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもにまたがる経費となる部分については、教育標準時間認定の子ども及び保育認定の子どもの両方を受け入れる認定こども園については、それぞれの公定価格の対象経費のうち、重複することとなる職員や管理費等の費目分の相当額をそれぞれ半分にするなどにより必要な調整を行うこととしてはどうか。

1. 人件費に係る事項について

- ① 職員配置について〈教育標準時間認定を受ける子ども〉
 - 具体的には、以下の方針で設定することを基本としてはどうか。
(配置基準)
 - 幼稚園教諭(副園長・教頭、主幹教諭・指導教諭を含む。)の配置数は、4・5歳以上児は30:1、3歳児は20:1を基本とする。
 - その上で、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、3歳児に係る幼稚園教諭の配置数を20:1から15:1へと改善することが可能となるよう加算措置を設けることとしてはどうか。
※ 4・5歳児に係る職員配置の改善(30:1→25:1)については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向
 - 満3歳児(年度学齢は2歳児)については、保育所における取扱いも踏まえつつ、6:1の配置とした場合に加算による対応を基本としてはどうか。

2. 人件費、事業費(教育・保育の提供)に係る事項について

③給食費の取扱いについて [検討例]

- 給食材料費について、現状では、
 - ・保育所については、保育所運営費の算定上、3歳未満児は主食費及び副食費、3歳以上児については副食費に対応したうえで、第1階層等(生活保護世帯等)の利用料無料世帯を除き保育料として徴収し、3歳以上児の主食費については実費徴収等によりその費用を徴収している。
 - ・幼稚園については、実施している場合にその費用を実費徴収又は保育料として徴収している。
- いずれにおいても、原則、各家庭から給食材料費を徴収しているが、これを踏まえ、公定価格等の設定に当たっては、例えば以下のような対応が考えられるのではないか。(教育標準時間認定は給食を実施している施設における対応)

例1 現状どおり。

※ その上で、低所得世帯に対しては「実費徴収に係る補足給付」により支援を行う。(保育認定の3歳以上児の主食費及び教育

標準時間認定の主食費・副食費)
<p>④障害児の受け入れ促進について【対応方針案】</p> <p>○ 特定教育・保育施設については、従来の財政支援措置により対応することを基本としてはどうか。</p> <p>その際、幼稚園は私学助成として都道府県の、保育所は交付税措置により市町村の責任のもと実施されている点等を踏まえつつ、施設での障害児の積極的な受け入れが可能となるよう適切な支援を求めていくこととしてはどうか。</p> <p>○ その上で、<u>障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる特定教育・保育施設において、主に地域の子育て支援・療育支援を担う主幹教諭、主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員(非常勤)の配置(障害の程度に応じて加配)を可能とすることとしてはどうか。</u></p> <p>○ <u>また、地域型保育事業において障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合、質の改善に関する検討を踏まえ、当該子ども2人につき保育士1人の配置が可能となるような費用(当該子どもが1人の場合はその半分)を加算することとしてはどうか。</u></p>
<p>3. 管理費に係る事項について</p> <p>②第三者評価の費用の取扱いについて【対応方針案】</p> <p>○ 第三者評価の受審を進めていくために、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格上評価することとしてはどうか。</p> <p>※ その上で、保育所における受審率については、まずは、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの5年間で全ての事業者において受審・公表が行われることを目標としてはどうか。また、保育所以外の施設・事業については、現在、第三者評価に当たっての統一的な枠組みがないことから、評価主体の育成方策等の枠組みづくり等と併せて更に検討してはどうか。</p> <p>※ 児童養護施設等(3年に1度の受審が義務付け)と同様に、3年に1度の受審が可能となるような形での受審料の補助(全額補助)については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向</p>
<p>Ⅲ. 各種加算に関する検討の視点</p> <p>論点1 ▶ 休日保育、夜間保育の取り扱いについて</p> <p>【対応方針案】</p> <p>休日保育</p> <p>○ 新制度での休日保育の取り扱いについては、休日保育を実施する施設に対して加算により対応することとし、その加算額の設定に当たっては、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、保育士等の職員を休日に確保するための費用を勘案し、処遇改善等、他の質改善事項との整合性も図りながら設定することとしてはどうか。</p> <p>※担当職員の人件費の更なる充実については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向</p>
<p>Ⅳ. その他の論点について</p> <p>②子育て支援機能について【対応方針案】</p> <p>○ 質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、以下のように対応することとしてはどうか。</p> <p><認定こども園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園については、子育て支援事業の実施が義務となっていることを踏まえ、保育所における主任保育士専任加算と同様に、すべての施設において主幹保育教諭等が主に地域の子育て支援・療育支援を担うこと(専任化)を可能とするための講師の人件費、子育て支援事業に必要な活動費を給付本体に組み込む。 ・ その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園において、当該主幹保育教諭等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員(非常勤)の配置(障害の程度に応じて加配)を可能とする加算措置を講ずる。※ 活動費の更なる充実等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向 <p><幼稚園></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園については、子育て支援事業の実施が努力義務となっていることを踏まえ、保育所における主任保育士の専任加算と同様に、主幹教諭等が主に地域の子育て支援・療育支援を担うこと(専任化)を可能とするための講師の人件費、子育て支援事業に必要な活動費を加算措置として講ずる。 ・ その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる幼稚園において、当該主幹教諭等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員(非常勤)の配置(障害の程度に応じて加配)を可能とする加算措置を講ずる。 <p>※ すべての施設における主幹教諭等の専任化等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向</p> <p><保育所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所については、子育て支援事業の実施が努力義務となっていることを踏まえ、現行の主任保育士の専任加算措置に加え、子育て支援事業に必要な活動費を加算措置として講ずる。 ・ その上で、障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れる保育所において、当該主任保育士が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の子育て支援・療育支援を補助する職員(非常勤)の配置(障害の程度に応じて加配)を可能とする加算措置を講ずる。 <p>※ すべての施設における主任保育士等の専任化等については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向</p>
<p>③事務処理体制について</p> <p>【対応方針案】</p> <p>○ 認定こども園、幼稚園については、直接契約に伴う事務負担に対応するため、現在の幼稚園における事務職員の配置状況等</p>

を踏まえて、施設の規模に応じて公定価格上評価していくこととしてはどうか。

その上で、新制度において新たに生じる事務負担の増加に対応するための体制の確保について、質の改善に関する検討を踏まえ、0.7兆円の財源の範囲での具体的な公定価格の設定に当たっては、事務職員(非常勤・週2日分)を追加で配置することとしてはどうか。※ 幼稚園で週5日分、認定こども園で週6日分の事務職員の追加配置については、1兆円超の財源を確保した段階で実施する方向

- 保育所については、日常的な管理事務・会計処理等をはじめとする事務を行っていることを踏まえつつ、現行どおり委託費として支払われる点を踏まえ、現行の保育所運営費における対応を基に設定してはどうか。

当連盟の橘原委員から下記について意見が述べられた。

(橘原委員)『原則的な保育時間(8時間) + 親の勤務時間のずれや通勤時間に対応する3時間』が保育標準時間の考え方であり、公定価格の基本構造上は原則的な保育時間(8時間)での保育を基本にしている。保育標準時間の認定を「最大で11時間利用可能」としたのは、現行制度の下で、通常のフルタイム労働者が11時間の範囲内で利用できているものを、新制度では明確に保育時間を11時間として保障するものであると考える。これまで8時間で算定されていた保育所運営費について、保育標準時間の上限が11時間に整理をされたことを踏まえて、あらためて開所時間相当の適切な給付に改善される必要がある。現行の認可保育園利用者のうち、全国平均で約何割が保育標準時間の対象になるのかを積算し、その割合に応じて、年齢別保育士配置を考慮したうえ給付単価に盛り込むなど、さらに丁寧な公定価格の設定を求める。なお、幼保連携型認定こども園と現行保育所との間には公定価格に格差を設けないことをあらためて申し添えます。

〈委員の主な意見概要〉 ※括弧は主なキーワードとして参考付記。

(質疑応答)

- 現在の子ども家庭福祉・保育サービス供給体制は、特に、保育・子育て支援、児童健全育成、幼児期の学校教育、障害児支援、社会的養護など、子どもと子育て家庭が置かれている状況によっていくつもの舞台に分かれている。幼保連携型認定こども園は、こうした舞台間の溝をなくし、乳幼児期の子どもと保護者に包括的で一元的なサービスを提供できる社会資源となることを願っている。新制度がめざすべき最大の方向は、社会的排除のない世界、ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)と考える必要がある。今後、地域において、保育所は3歳未満児保育、なかでも乳児保育のノウハウを近在の幼稚園の求めに応じて提供してほしい。また、幼稚園は、入念に準備されたプログラムに基づく凝縮された時間のなかでの保育のありようを、保育所の求めに応じて提供してほしい。相互の協働が、保育の質を高めることにつながるのである。
また、障害を有する子どもが新制度から排除されることのないよう、障害児支援に係る専門的支援との協働を進めてほしい。子ども虐待防止における市町村と都道府県との子どもの保護をめぐるキャッチボールをなくしてほしい。育児休業時の所得保障と乳児保育のトレードオフ関係を解消するため、財布を合体してほしい。子ども・子育て支援新制度の検討は、こうした社会を実現するための一里塚なのである。今後も、英知を結集して、次のステップを視野に入れつつ、新制度の舞台づくりが進められていくことを願いたい。さらに新制度に届かない利用者等を補完するために民間事業者が制度外活動を行うことも求められる。
- 保育時間の二区分について、保育標準時間認定に対する公定価格については、保育士の配置基準を子どもの年齢区分に応じて11時間の常勤換算による保育士の配置に必要な費用とするとともに、保育短時間にあっては、8時間の保育時間に対応する現行保育単価を基本とすることが適当であると申し述べてきた。今回の二区分化は大きなことであり、8時間、11時間が設けられた。経営実態調査では8時間を超える利用者は75%を超える状況であり、例えば90名定員であれば68名が保育標準時間認定となり、未満児が4割程度と考えれば二人の保育士が安心できる質の確保された保育を行うことは困難なのではないか。新制度における11時間は保育時間としてきちんと認定されるものであり、保育標準時間における延長保育は子どもの数・年齢区分に応じた保育者配置における質の確保された公定価格の設定にするのは当然のことである。先般の資料で提示された額は3,025億円であり今回の提示ではその1割になっている。このことから課題が大きいのではないかと。
- 「3歳児を中心とした職員配置の改善」については、基準を改善することが保育現場の質の改善にとって肝要であり、15:1の配置について加算的取扱いではなく、基準とするべき。本来はすべての年齢について改善がなされるべきものだが、改善が順序をつけてなされる場合には、3歳児、1歳児、4・5歳児の順で実施されることを求めたい。

「職員の定着・確保の仕組み」については、かねてより、保育士の処遇は民間の他の職種と比較して低い実態にあることが言われてきた。専門性をもち質の高い保育を行うことのできる保育士が、安定的・継続的に働くことのできる水準の処遇を実現できる給付額に改善し、新制度下における円滑な事業運営を担保するためにも、職員の定着・確保の仕組みが必要。今般、処遇改善臨時特例事業と同水準の改善割合が示されたが、現在の保育士等の給与を全職種平均と比較しても、そもそもの給与水準が十分でないことは、賃金構造基本統計調査からも明らかであり、0.7兆円の範囲で実施される3%の改善から、追加財源を確保した上での5%、更には民間の他の職種と比べて遜色ない水準まで改善することが、保育を未来に向かって安定的・継続的に働くことのできる職業とし、労働市場から求職者を呼び込み、保育士不足の解消に繋がる。「第三者評価等の推進」について、これら質の向上に向けた取り組みが、財源の拠出者である国民に対し客観的情報をもって理解してもらうためには、第三者評価等により取り組みの効果の検証が行われることが必要。3年に1度の受審の実現に向けて推進する制度上の仕組みが必要。また利用者負担の軽減に向けて引き続き検討をお願いしたい。

- 給付額の算定については個別費目の積み上げとされたことを評価しつつ、圧倒的に財源が足りないことを踏まえ、引き続き財源確保をお願いしたい。
 - 0.7兆円の範囲で3歳児の配置基準改善ではあるが、27年度以降について、出来る限り安定した財源の確保をお願いしたい。0歳から就学前までの子どもの育ちをしっかりと保障する制度をつくることが重要なことである。市町村事業計画については、できる限り早いうちに方向性を提示していくことが求められる。市町村のネットワークづくりの方向性もご提示いただく必要があるのではないかと。
 - 公定価格についてとりまとめが行われることに感謝したい。保育を利用したいということは今の声であり、その意義が実行されるように具体的にスピーディーをお願いしたい。子ども・子育て支援新制度を羽ばたかせて行かせるためにもワーク・ライフ・バランスと併せてぜひ推進することが必要。(事務局説明概要)政省令の概要についてはできる限り早めに提示していきたい。自治体の進捗状況については、昨年秋からほとんどの自治体でニーズ調査を行っており、必要量について計画を進めている。その各自治体の量の見込みに対して、需給バランスから確保方策を含めた事業計画の策定を秋頃までをお願いをしている。
 - ・ 保育標準時間について、今回の所要額の試算は、平成22年の国民生活基礎調査で母親の週の就労時間についての調査結果が30時間未満31.1%であり、したがって保育時間認定の標準時間を受ける方が全体の7割、短時間が3割として考えている。延長保育基本分の給付化と非常勤保育士3時間分加配ということで337億円の所要額を7千億円の中に盛り込んでいるが、1兆円超の確保も含めて今後もより充実した内容を目指したい。
 - ・ 事業所内保育については、今後の予算編成過程の取組の中で減価償却や賃借料の補助等についても検討していきたい。地域枠の取扱いについても自治体に適切に進めて行けるようにしていきたい。
 - ・ 放課後児童クラブについては、産業競争力会議において議論されており、3月19日の経済財政諮問会議との合同会議の際に厚労省・文科省が一体的取組にむけたプランを検討するように総理より言われているところ。今後、この会議でもご報告して検討していきたい。
 - ・ ワーク・ライフ・バランスについては車の両輪であり、労働政策について審議会を通じて検討している。育児休業給付の給付割合を67%に引き上げる改正についても本日可決されたところ。様々な両立支援、働き方の見直しに取組んでいきたい。
- (会長)公定価格について、昨年秋以来ご議論を頂いた。とくに7千億円という中でできることと、1兆円超という中で枠組みはあるが、ひとまず今日の段階で骨格案についてご了承頂いた。次のステップとして仮単価を求めていく上でそろそろ骨格案についてはとりまとめていきたい。会長と会長代理に必要な範囲の調整を含めてご一任頂くことでいかがか。(一同賛同の意)
- ・ 武川・大臣官房審議官より挨拶が行われ閉会した。
- 次回日程については、後日調整の旨説明された。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX: 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp